

平成30年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成30年8月1日から平成30年11月28日まで)

（ 市 民 部
こ ど も 部
会 計 課
上 下 水 道 局 ）

平成30年12月12日提出

郡山市監査委員

30郡監査第702号

平成30年12月12日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成30年度第2回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4
4 財産管理事務について	5
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	6

平成30年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成30年度における財務に関する事務で、平成30年7月31日までに執行したものの。
なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 市民部

市民・NPO活動推進課	男女共同参画課	国民健康保険課	国保税収納課
市民課	郡山市民サービスセンター	緑ヶ丘市民サービスセンター	市民ふれあいプラザ
市民交流プラザ	セーフコミュニティ課		

イ こども部

こども未来課	こども支援課	東部地域子育て支援センター	西部地域子育て支援センター
南部地域子育て支援センター	北部地域子育て支援センター	元気な遊びのひろば	こども育成課
保育所 (25か所のうち13か所を抽出)			
芳賀保育所	開成保育所	永盛保育所	富久山保育所
熱海保育所	柳橋保育所	日和田保育所	桃見台保育所
御代田保育所	鶴見坦保育所	柴宮保育所	富田保育所
香久池保育所			

ウ 会計課

エ 上下水道局

総務課	経営管理課	お客様サービス課	水道施設課
浄水課	堀口浄水場	下水道整備課	下水道保全課
下水道管理センター			

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 監査の期間

平成30年8月1日から平成30年11月28日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成30年11月28日

第3 監査の結果

市民部及び子ども部においては、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

会計課及び上下水道局については、指摘事項はなかった。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 寄附受納事務

金銭の寄附について、専決権者の決裁を受けずに受納しているものがあった。

金銭の寄附を受納する際は、郡山市事務決裁規程第4条及び別表第3の規定に基づき、受納額に応じた専決権者の決裁を受けなければならないが、当該専決権者の決裁を受けずに事務処理をしているものがあった。

セーフコミュニティ課

(2) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

証明手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、交付の際に手数料を納付させなければならないが、証明書交付の際に徴収していなかった。

こども育成課

2 支出事務について

(1) 支出一般

見積書を受領せず支出命令をしているものがあった。

見積書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。

富田保育所

(2) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金を誤支給しているものがあった。

ア 勤務時間の確認を誤り、賃金が支給不足となっているもの

こども育成課

イ 週休日を出勤とし、基本賃金及び通勤手当が過支給となっているもの

こども育成課

ウ 欠勤した日の賃金を出勤としてから減額したため、賃金が過支給又は支給不足となっているもの

こども育成課

エ 週休日に出勤した際の通勤手当が支給不足となっているもの
こども育成課

オ 年次有給休暇の付与日数を誤り、使用できる年次有給休暇時間を超えて取得したため、賃金が過支給となっているもの
こども育成課

3 契約事務について

(1) 入札事務

契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

こども未来課 こども育成課

(2) 支出負担行為事務

支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

1 件の金額が 200 万円以上の委託契約をする場合は、郡山市財務規則第 54 条第 1 項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として出納機関の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

国民健康保険課 こども育成課

(3) 契約締結事務

ア 1 件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。

修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び郡山市契約規則第 39 条第 7 号の規定に基づき、50 万円であるが、1 件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。

こども育成課

イ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

普通地方公共団体は、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定に基づき、契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないが、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。

こども育成課

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第 27 条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

セーフコミュニティ課 こども支援課 こども育成課

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 行政財産目的外使用許可及び臨時職員の賃金支給事務について

財産管理事務として、行政財産目的外使用許可に係る事務を監査しているが、行政財産目的外使用許可に係る財務会計システムの登録がなされていないという状況が続いている。

登録漏れの原因については、規則の規定を認識していなかったこと、事務引継ぎが不十分であったこと、所属内でのチェック機能が働かなかったことが挙げられている。

また、臨時職員の賃金支給事務において、支給不足や過支給となっている事例が認められ、その原因は、出勤調書作成時の確認誤り、年次有給休暇の付与誤りなどであった。

さらに、賃金支給の誤りにはなっていないものの、出勤簿の記載誤り、本人確認押印漏れ、年次有給休暇の管理誤りなど、賃金の誤支給に繋がりがねない不適切な事務処理が散見されている。

これらの公有財産の管理や、臨時職員の労働の対価である賃金の支給事務は、極めて重要な事務であるにもかかわらず、処理誤りの状況が改善しないため、過去2度にわたり改善策を講じるよう意見を述べてきたが、依然として同様の事務ミスが後を絶たない状況である。

については、徹底した原因究明を行うとともに、適正な事務の執行がなされるよう、事務処理システム等の検討も含め、再発防止策を講じられたい。